

意見書

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った(平成20年12月19日)結果、下記のとおり意見を決定する。

平成21年1月21日

主任審理官 森下 浩行

記

第1 意見

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

なお、135kHz帯を使用するアマチュア局に関し、周波数測定装置の備付け義務を免除可能とする規定を整備することが適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の技術基準を定めること。(第49条の16の2、第57条の3、別表第2号及び別表第3号関係)
- 二 アマチュア局の占有周波数帯幅の技術基準を改めること。(別表第2号関係)
- 三 その他規定の整備をすること。(別表第1号関係)

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備を特定無線設備に追加すること。(第2条関係)

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(3) 周波数割当計画の一部変更案

ア 変更内容

デジタル特定ラジオマイクを導入することに伴い、規定の変更を行うこと。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、デジタル特定ラジオマイクの導入及びアマチュア局に関する規定の整備を行うものである。

特定ラジオマイクとは、放送番組制作や舞台、劇場、イベント会場等で用いられる高音質のワイヤレスマイクのことであり、現在、国内においてアナログ方式により約1万7千局運用されているが、近年、舞台上でそれぞれ出演者のために極めて多くのワイヤレスマイクを使用する場合や大規模な展示会では多くの出展会社がマイクを利用するような場合が増加している状況にある。

しかし、高品質の音質を確保するためには、現在のアナログ方式では、雑音につながるわずかな混信も避ける必要があり、同一場所での利用を20チャンネル程度に抑える必要があることを踏まえ、音声品質を保持しつつ利用の要望を満足できるよう、デジタル方式の導入を可能とするため、関係規定の整備を行うものである。

次に、アマチュア局に関する規定の整備については、個人的な趣味としての無線技術の研究等で利用されるアマチュア局の分野においても、近年、デジタル技術の利用が拡大しつつあるところである。デジタル技術を利用した場合には、音声のほか、映像、データ等の多くの情報の伝送が可能となり、変調方式等に多くの工夫が考えられることから、電波の型式及び帯域幅に関する規定を適用するにあたり、より柔軟な対応を可能とするため、関係規定の整備を行うものである。

周波数割当計画の一部変更案については、関係省令の改正に伴い、デジタル特定ラジオマイクの導入に関する規定の整備を行うものである。

デジタル特定ラジオマイクに対する周波数割当ては、従来のアナログ方式の特定ラジオマイクと同じく放送事業用FPU(Field Pickup Unit)と周波数共用するものである。現行のアナログ方式の特定ラジオマイク用周波数は、放送事業用FPU用として割り当てている770MHzから806MHzまでの36MHz幅の周波数帯のうち18MHz幅の周波数帯を共用しているが、デジタル特定ラジオマイクは、より柔軟な利用を促進する観点から、放送事業用FPUの割当周波数である770MHzから806MHzまでの36MHz幅の周波数帯を割り当てることとするものである。

なお、現行のアナログ方式特定ラジオマイクについて、平成20年10月末現在、約1万7千局が運用されていること、利用者から当面継続して使用したいとの希望があることを踏まえ、周波数の使用期限は設けないこととする。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する3者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成であり、利害関係者から出された意見・要望の概要及びこれに対する総務省の回答の概要は、別紙のとおりである。

利害関係者	賛否	備考
社団法人電波産業会	賛成	
社団法人日本アマチュア無線連盟	賛成	要望あり
社団法人日本民間放送連盟	賛成	要望あり

第3 理由

本件は、デジタル特定ラジオマイクの導入及びアマチュア局に関し、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正し、併せてデジタル特定ラジオマイクを導入するため周波数割当計画の一部を変更するものである。

特定ラジオマイクについては、舞台上でそれぞれ出演者のために極めて多くのワイヤレスマイクを使用する場合や大規模な展示会では多くの出展会社がマイクを利用する場合が増加している状況にある。現在のアナログ方式では、高品質の音質を確保するためには、雑音につながるわずかな混信も避ける必要があり、同一場所での利用を20チャンネル程度に抑える必要があることを踏まえ、音声品質を保持しつつ利用の要望を満足できるようにすることが求められている。また、アマチュア局については、近年、デジタル技術の利用が拡大しつつあり、デジタル化により音声、映像、データ等多くの情報の伝送が可能となり、変調方式等に多くの工夫が考えられるところである。

今回の改正は、デジタル特定ラジオマイクの円滑な導入に資するものであること、また、アマチュア局のより柔軟な運用を可能とすることに伴い、関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線設備規則の改正案では、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の技術基準を定めているが、これは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。また、アマチュア局の占有周波数帯幅の技術基準を定めているが、デジタル技術の利用の拡大に伴い、変調方式等に電波の型式及び帯域幅の規定を適用する上でより柔軟な対応を可能とするものであり、改正内容は適当と認められる。

なお、別表第1号（周波数の許容偏差の表）の改正に関連し、利害関係者からの要望を踏まえ、135kHz帯を使用するアマチュア局にあつては、周波数測定装置の備付け義務を免除可能とする規定を整備する必要がある。

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案では、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備を特定無線設備に追加しているが、これはデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局に対して簡易な免許手続を適用するものであり、改正内容は適当と認められる。

周波数割当計画の変更案では、デジタル特定ラジオマイクに対する周波数割当では、アナログ方式の特定ラジオマイクと同様、放送事業用FPUと周波数共用することとし、さらに、より柔軟な利用を促進する観点から、放送事業用FPUの割当周波数（770MHz～806MHz）のうち、アナログ方式の18MHz幅に対してデジタル方式においては割当周波数の全36MHz幅を割り当てようとするものであり、適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。

別 紙

意見・要望の概要	総務省の回答の概要
<p>○ 社団法人日本アマチュア無線連盟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法第 31 条により原則として周波数測定装置の備付け義務を課しているが、省令により一定の条件を満たすアマチュア局は、周波数測定装置の備付けが除外されているところである。しかし、本件の無線設備規則改正案による 135 k H z 帯の周波数の許容偏差は、省令の条件を満たさず周波数測定装置の備付け義務が生じる可能性があるため、新規分配が予定されている 135 k H z 帯においても一定の条件を満たすものについては、周波数測定装置の備付け義務を免除する規則の整備を要望する。 	<p>要望を踏まえ、関係する規定を修正する。</p>
<p>○ 社団法人日本民間放送連盟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル特定ラジオマイクに関しては、遅延時間を5ミリ秒以下と想定されているが、放送業務分野等においては、微小な遅延が問題になる場面が多いことに配慮し、アナログ方式の特定ラジオマイクの継続運用と可能とすべきである。 ・ 高出力のデジタル特定ラジオマイクは、運用調整等が特別に考慮・管理された状況下での運用が望ましく、デジタル特定ラジオマイクの導入・運用に当たって誤解や混乱が生じないよう、情報周知等を含め、適切な措置を講じるべきである。 ・ アナログ方式の特定ラジオマイクや放送事業用 F P U との運用調整については、アナログ方式の周波数配置を先行の条件として定めることやデジタル方式においても低い帯域ブロックから先行して使用する等の運用条件を運用者相互間の運用調整において適切に反映されるよう、行政としても目配りをすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の改正案等に関してはアナログ方式の使用期限は設ける予定としておらず、今後とも利用可能である。 ・ 指摘を踏まえつつ、関係機関と連携して適切に運用されるよう進めてまいりたい。 ・ 指摘を踏まえつつ、関係機関と連携して適切に運用されるよう進めてまいりたい。